

プラットフォーム構成大学等間における施設・設備等の共同利用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）に関する協定書及びプラットフォーム事業推進協議会（以下、「事業推進協議会」という。）規約に基づき、プラットフォームを構成する各大学等（以下、「大学等」という）における学内施設・設備の共同利用に関することを定めることを目的とする。

(共同利用の目的)

第2条 大学等が設置する学部等における教育研究活動の一層の進展を図るため、各大学等が有している施設・設備等を共有または補完して利用できるようにする。

(利用期間)

第3条 利用期間は、プラットフォームの有効期間内で、利用希望者と施設・設備等を有する大学等が協力して調整する。

(利用申請書の提出)

第4条 施設・設備等の利用に当たっては、別紙（様式1）の利用申請書を提出して、当該機器等を所有する大学又は当該学部の施設・設備の管理責任者の承認を得なければならない。

(所用経費)

第5条 施設・設備等の利用のために発生する必要な経費は、利用者が負担する。

(留意事項)

第6条 施設・設備等の利用に当たっては次の各号に定めた内容に留意する。

- (1) 施設・設備等の利用に当たっては、施設・設備等を有する当該大学の規程又は内規、その他関係法令を遵守するとともに、施設・設備を担当する管理責任者の指導を受けなければならない。
- (2) 施設・設備等の利用者が教育研究を遂行する際に受けた損害に関しては、利用者の責任で修理もしくは補充しなければならない。また利用終了後に当該施設・設備等に不具合が出てきた場合は、修理代金等を請求する場合がある。

(その他)

第7条 この内規に定めのない事項については、事業推進協議会において協議する。

(改正)

第8条 この内規の改正は、事業推進協議会において協議する。

附則

この内規は、平成29年10月2日から施行する。

(様式1)

年 月 日

プラットフォーム構成大学等間における施設・設備等の共同利用申請書

学校名 _____

学長 _____ 様

プラットフォーム構成大学等間における施設・設備等の共同利用に関する内規に基づいて以下の教育研究内容について、貴学の施設・設備の使用を申請いたします。使用に際しては貴学の施設・設備等の管理組織または管理責任者の指示に従います。

フリガナ	
申請者名	印
所属大学等名	
学部・学科	
職位	
フリガナ	
所属長名	印
教育研究の題目	
教育研究の内容	
使用申請する施設・設備等	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用頻度	
その他	

※ 経費等が発生する場合は「プラットフォーム構成大学等間における施設・設備等の共同利用に関する内規」によるものとします。

提供側大学等処理欄

各大学等の事務処理手続きに関する規定やフローに応じた承認印欄の様式による。